

薬代について

保険調剤薬局での薬代は「調剤報酬点数表」により計算されます。当薬局で発行している領収証の項目について、解説いたしますのでご確認ください。ご不明な点は受付にて詳しいご説明をさせていただきます。また、領収証の他に明細書も発行しております。

領 収 証

発行日：○年○月○日
受付番号：000500 アイン 花子様

調剤日：○年○月○日
医療機関名：アイン病院 保険情報：社保本人

負担割合	30%
調剤技術料	134点
①調剤基本料	86点
②薬剤調製料	48点
薬学管理料	132点
③調剤管理料	56点
④服薬管理指導料	76点
⑤薬剤料	984点
⑥特定保険医療材料料	0点
⑦減算点数	0点
保険点数合計	
保険外金額	
消費税	

※1点＝10円

①調剤基本料

処方箋を受け付けて処理するための基本料金です。医薬品の備蓄数や緊急対応、後発医薬品推進や在宅医療の受入れ体制等の基準に適合すると加算がつきます。

- 調剤基本料(受付1回につき) 45、35、29、24、19、5 または3点
(厚生労働省が定める保険薬局は所定点数のもしくは80/100もしくは50/100に相当する点数)
(異なる医療機関の処方箋を同時にまとめて受け付けた場合、2回目以降80/100に相当する点数)
- 地域支援体制加算 40、32 または10点
(厚生労働省が定める保険薬局は所定点数の10/100に相当する点数)
- 連携強化加算 5点
- 後発医薬品調剤体制加算 30、28 または21点
(厚生労働省が定める保険薬局は所定点数の▲5点もしくは10/100に相当する点数)
- 分割調剤(1分割調剤につき)(長期保存の困難性等、後発医薬品の試用) 5点
- 在宅薬学総合体制加算 50 または15点
(厚生労働省が定める保険薬局は所定点数の10/100に相当する点数)
- 医療DX推進体制整備加算 10、8 または6点

②薬剤調製料

調剤の技術料です。薬の種類、飲み方の違いで点数が変わります。錠剤をつぶして粉薬にした場合や2種類以上の薬剤を混合する等、処方内容に合わせて調剤を行った場合の料金です。開局時間外や夜間の調剤、麻薬・向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合等に加算料をご負担いただきます。

- 内服薬 24点
- 内服用滴剤 10点
- 屯服薬 21点
- 浸煎薬 190点
- 湯薬 1～7日分 190点
- 8～28日分 190点+1日分につき10点
- 29日分以上 400点
- 注射薬 26点
- 外用薬 10点
- 無菌製剤処理加算(1日につき) 中心静脈栄養法用輸液 69点
- 乳幼児中心静脈栄養法用輸液 137点
- 抗悪性腫瘍剤 79点
- 乳幼児抗悪性腫瘍剤 147点
- 麻薬 69点
- 乳幼児麻薬 137点
- 麻薬加算 70点
- 向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算 8点
- 開局時間以外等の調剤加算(時間外) 100/100点
(休日) 140/100点
(深夜) 200/100点
- 開局時間内の夜間・休日等加算(受付1回につき) 40点
- 自家製剤加算(①1調剤につき処方日数が7またはその端数を増すごと、②③1調剤につき)
 - ①内服薬の錠剤・カプセル剤・液剤等 45 または20点
 - ②頓服薬の錠剤・カプセル剤・液剤等 90 または45点
 - ③外用薬 90、75 または45点
- ①～④において予製剤または錠剤を分割する場合は20/100に相当する点数
- 計量混合調剤加算(1調剤につき) 80点、45点、35点

③調剤管理料

処方内容の分析や調剤の設計に係る業務の料金です。

- 内服薬(内服用滴剤、浸煎薬・湯薬を除く、1剤につき)
 - 1～7日分 4点 15～28日分 50点
 - 8～14日分 28点 29日分以上 60点
 - 上記以外 4点
- 重複投薬・相互作用等防止加算 40 または20点
- 調剤管理加算 3点
- 医療情報取得加算(12月に1回に限り) 1点

④服薬管理指導料

患者さまの薬物治療を薬剤師の視点で管理するための料金です。体質や服用薬剤の種類、服用経過等を記録した「薬剤服用歴管理記録簿」に基づき、薬剤の重複、相互作用、薬物アレルギー、残薬等を確認し、継続的に薬の効果や用法・用量、副作用、保管上の注意、後発医薬品に関する説明等の基本的な情報提供を行います。薬の用法・用量・相互作用、その他注意事項等をおくすり手帳へ記載し、薬の適正使用に必要な指導を行います。厚生労働省が定める基準を満たした専属の薬剤師が服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理や指導を行った場合に負担いただきます。地域包括診療料、地域包括診療加算等の対象となる患者さまの同意を得たうえで、かかりつけ薬剤師が業務を行う場合に調剤料、薬学管理料に係る業務を包括的な点数で負担いただきます。

- 服薬管理指導料(受付1回につき) 59 または45点
(厚生労働省が定める薬局は算定不可)
- 服薬管理指導料の特例 59 または13点
(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤が対応した場合)
- 麻薬管理指導加算 22点
- 特定薬剤管理指導加算1 10 または5点
- 特定薬剤管理指導加算2(月1回に限り) 100点
- 特定薬剤管理指導加算3(初回に限り) 10 または5点
- 乳幼児服薬指導加算 12点
- 小児特定加算 350点
- 吸入薬指導加算(3月に1回に限り) 30点
- かかりつけ薬剤師指導料 76点
- かかりつけ薬剤師包括管理料 291点
- 【その他、特別な対応をした場合の点数】
- 外来服薬支援料1(月1回に限り) 185点
- 外来服薬支援料2 42日分以下(処方日数が7またはその端数を増すごとに) 34点
- 43日分以上 240点
- 服用薬剤調整支援料1(月1回に限り) 125点
- 服用薬剤調整支援料2(3月に1回に限り) 110 または90点
- 調剤後薬剤管理指導料(月1回に限り) 60点
- 服薬情報等提供料1(月1回に限り) 30点
- 服薬情報等提供料2(月1回に限り) 20点
- 服薬情報等提供料3(3月に1回に限り) 50点
- 経管投薬支援料(初回に限り) 100点
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回に限り)
 - ①単一建物診療患者が1人の場合 650点
 - ②単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 320点
 - ③①及び②以外の場合 290点
- 麻薬管理指導加算／乳幼児加算(6歳未満) 各100点
- 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 250点
- 小児特定加算 450点
- 在宅中心静脈栄養法加算 150点
- ④在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 59点
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料(月4回に限り) 500 または200点
- 夜間訪問加算／休日訪問加算／深夜訪問加算 400/600/1,000点
- 上記★参照
- 在宅患者緊急時等共同指導料(月2回に限り) 700点
- 上記★参照
- 退院時共同指導料
(入院中1回、厚生労働大臣が定める疾患等の患者は、入院中2回) 600点
- 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 40 または20点
- 在宅移行初期管理料(月1回に限り) 230点

⑤薬剤料 使用した薬の料金です。

⑥特定保険医療材料料 注射器等の料金です。

⑦減算点数

医師の指示による分割調剤時に2分割、3分割した差分の点数を表示します。



AIN GROUP